

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 11 月 9 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 22 年 11 月 9 日（火）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

新治特別支援学級の移転整備に伴う知的障害高等部の設置について

3 請願審査

受理番号 30 採択された自由社版歴史教科書に基づく教育で、信教の自由と宗教の公平な扱いを教育現場に徹底することを求める請願

受理番号 31 要請書

受理番号 32 要請書

受理番号 33 要請書

受理番号 34 要請書

受理番号 35 教科書採択の採決および調査員名簿の公開に関する要望書

受理番号 36 教科書の採についての要望書

受理番号 37 平成 22 年度実施教員採用候補者選考試験最終試験結果についての要望書

4 審議案件

教委第 37 号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第 38 号議案 横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行日を定める規則の制定について

教委第 39 号議案 横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 40 号議案 横浜市教育文化センターの指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 41 号議案 横浜市歴史博物館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 42 号議案 横浜市開港資料館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 43 号議案 横浜都市発展記念館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 44 号議案 横浜ユーラシア文化館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第 45 号議案 横浜市三殿台考古館の指定管理者の指定に関する意見の申出について

て

教委第 46 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 47 号議案 横浜市奨学条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 48 号議案 横浜市立中学校の授業中における傷害事件についての和解に関する
意見の申出について

教委第 49 号議案 横浜市学校給食費の管理に関する条例の制定に関する意見の申出に
ついて

教委第 50 号議案 平成 22 年度歳入歳出予算案（12 月補正）に関する意見の申出につ
いて

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。

始めに会議録の承認を行います。前回、平成 22 年 10 月 26 日の会議録署名者は、奥山委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

10/29 本会議（第5日目）

- ・決算議決

10/29 こども青少年・教育委員会

- ・陳情第4号審査（継続審査）

- ・横浜市立新治特別支援学校の移転整備に伴う知的障害高等部の設置について報告した。

それではまず市会のご関係でございますが、10月29日、本会議がございまして、決算議決が行われました。同日、こども青少年局教育委員会が行われました。その中で当局の関連でいえば、陳情第4号、これは継続審査になっていたものの審査がございました。

もう一つは、横浜市立新治特別支援学校の移転整備に伴う知的障害高等部の設置についての報告を行ったところでございます。これについては後ほど担当課のほうから改めてご報告をさせていただきます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 10/31 「環境絵日記」優勝特別賞発表会・表彰式

- 11/4 平成22年度第2回男女共同参画推進会議

- 11/5 関東甲信越放送・視聴覚教育研究大会 神奈川・横浜大会

(2) 報告事項

新治特別支援学校の移転整備に伴う知的障害高等部の設置について

それから市教委のご関係でございますが、10月31日に「環境絵日記」優勝特別賞発表会・表彰式ということで、これは大さん橋ホールで行われました。

11月4日、平成22年度第2回男女共同参画推進会議が開催されました。

それから、11月5日には、関東甲信越放送・視聴覚教育研究大会、神奈川・横浜大会ということで、都筑の公会堂で行われたところでございます。会議等の状

況は以上でございます。

では引き続きまして報告事項について、担当課のほうから説明させていただきたいと思います。なお、その他についてはございません。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、質問等ございますか。よろしいですか。

それでは質問等がなければ、教育長より別途所管課から説明とありました「新治特別支援学校の移転整備に伴う知的障害高等部の設置について」、説明をお願いします。

木村特別支援
教育・人権教
育担当部長

担当部長の木村でございます。では早速、説明に入りたいと思います。では担当課長の安藤からご説明いたします。

安藤特別支援
教育課長

特別支援教育課からご説明させていただきます。資料、表・裏ありますので、ご覧ください。中学校個別支援学級の卒業生の急増に対応するため、このたび、既に決まっておりました新治特別支援学校の移転整備と合わせまして、移転先の旧若葉台東小学校3階に空き教室がありましたので、そこに知的障害高等部の設置を行いたいと思います。

概要です。1番の概要をご覧ください。規模といたしましては、1学年30名、合計3学年で、高等部だけですので90名の受け入れ人数です。対象は、軽度の知的障害者等で、発達障害等を含んだ軽度の生徒たちが対象となっています。教育目標は、企業就労による自立と社会参加ということを明確に打ち出したいと思っております。教育課程は、既に設置されております2つの市立高等特別支援学校に準じた教育を行いたいと考えております。

以下、事業の整備のスケジュール等ありますけれども、イメージをお持ちいただくために、少し裏をご覧ください。図1に位置を示しました。現在ある新治特別支援学校、ちょうど真ん中のところにありますが、そこから左下にあります旧若葉台東小学校の跡地を利用したいということです。

図2をご覧ください。建物の断面図です。先ほど申し上げたように、知的障害の高等部は、この3階の高等部ゾーンというところに設置したいと考えております。図3・図4につきましては、小・中学校の個別支援学級、特に中学校の個別支援学級の在籍者数が急増しているという現状を示してあります。

最後、図5をご覧ください。2つの市立高等特別支援学校、真ん中に102名と書いてありますが、これは、1つは日野中央高等特別支援学校、洋光台にございます。2つ目にできたのが二つ橋高等特別支援学校です。

この2つで平成21年度ですが、左側にあります中学校の個別支援学級の卒業生361名の中の102名を引き受けております。これまでの実績によりますと、卒業後は、その右側に書きましたように、9割が一般就労をしております。具体的には、日野中央が85%、二つ橋は95%が一般就労をしております。このような2つの特別支援学校に準じた教育を行うことによって、自立と社会参加を目指したいと考えております。

表の面にお戻りください。概要はそこに書きましたとおりですが、今後のスケジュールについて少しご説明をいたします。本年度22年度は、既に肢体不自由部門について実施設計を行っておりますが、これと同じく知的障害のほうもこれから進めてまいります。

来年度は、12月に市会の審査を経まして、1月に着工したいと思います。24年

度に改修工事を行い、肢体不自由の方は1月に移転をし、新しい学校で再び開校したいと計画しております。この高等部につきましては、入試選抜を行いますので、開校は25年度の4月を予定しています。以上、説明です。よろしくお願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。何かご質問等ございましたら、どうぞ。

中里委員 スピード感のある対応の結果、実現できとてもよかったと思っています。軽度の知的障害のお子さんの中学卒業後の進路先が、10年以上前から厳しく、多くの子どもたちが遠くまで通学しているのが現実でした。今回せめて30名でも確保できたということは、学校ではとても助かると思います。今後も、障害のある子どもが増えていますし、30名増えたからといって361名のすべてが進学できるわけではありませんので、工夫して検討する余地があると思います。統廃合の校舎のこのような形の有効利用は非常にいい方法ではないかと思っています。
肢体不自由のお子さんはスクールバスで通うわけですね。知的障害のお子さんは自立を目指すので、電車・バスで通うということですか。

木村特別支援教育・人権教育担当部長 はい、自力で通学することになります。

小濱委員 この24年度に行われる入学選抜ですが、具体的にどのような形で行われるのかご説明していただけますか。

安藤特別支援教育課長 現在、2つの高等特別支援学校で行われているのは、学課試験、非常に身近な、自分の住所・氏名等について口頭での質問ですとか、社会性や協調性をみます。それから就労を目指しているわけですから、社会に出て人とコミュニケーションがとれるかということについての基礎的なことについて面接を行っております。多分そういう形になると思っています。

小濱委員 倍率というのは予測できますか。それは予測できないですか。

安藤特別支援教育課長 実は、中学校と特別支援学校の連絡会というのがありまして、そこで、落ちて悲しい思いをする方がないように調整をいたしますので、少し倍率はありますけれども、それほど高くはありません。というのが今の2つの学校の現状です。

小濱委員 どの試験でもそうですが、この場合など特に落とされたりすると、結構落胆するのではないかという気がします。

安藤特別支援教育課長 そういうことはないように、調整いたします。

今田委員長 では、よろしゅうございますか。ご質問がなければ、議事日程に従い請願等審査に移ります。受理番号30の請願書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 指導部長の漆間でございます。よろしくお願いいたします。では、請願について、指導主事室長より説明を申し上げます。

齊藤指導主事室長 指導主事室長の齊藤でございます。受理番号 30 番、「採択された自由社版歴史教科書に基づく教育で、信教の自由と宗教の公平な扱いを教育現場に徹底することを求める請願」請願者、磯子区の個人 1 名様です。

請願項目 1、日本国憲法を守り、特定の宗教のみを対象とした授業・学習活動を強制しないこと。2 つ目、2009 年度に採択された自由社版の中学校歴史教科書（以下、自由社版教科書）45 ページの囲み記事「もっと詳しく知ろう」は例示であって、全ての生徒に等しく実行させるものではないことを教育現場に通知すること。

これに対する考え方でございます。市立学校では、文部科学省の検定を経た教科書の中から、横浜市教育委員会の権限と責任において、公正・適切な手続を経て採択された教科書を用いて、学習が行われているものと考えております。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明がありました。請願に対する考え方について何かご意見・ご質問がございますか。よろしいですか。

それではご質問等がなければ、受理番号 30 の請願書については所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは事務局の考え方を承認し、不採択といたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。

次に、受理番号 31 の要請書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事室長 受理番号 31 番「要請書」。要請者は旭区の個人 1 名様です。要請項目です。偏った歴史認識を子どもたちに押しつける自由社版歴史教科書の採択をやめること。これに対する考え方です。教科書採択においては、関係法令や文部科学省・神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行っております。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等はございますか。特にご質問等がなければ、受理番号 31 の要請書については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。

次に、受理番号 32 の要請書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事室長 受理番号 32 番・無題。自由社の歴史教科書についての要請でございます。要請項目は、歴史の真実を直視し、真摯に学び、平和な世界を創ることから大きく逸脱する自由社の歴史教科書の使用を即刻やめること。要請者につきましては、鶴見区の個人 1 名様でございます。

これに対します考え方でございます。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書

については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等はございますか。
特にご質問等がなければ、受理番号 32 の要請書については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
次に、受理番号 33・34 の要請書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事 受理番号 33・34 で、無題。中学校社会科教科書採択についての要請でございます。要請者は鶴見区の個人 2 名様が同じ要請でございます。要請項目です。中学生が正しい知識を持ち、社会に責任を持つ主権者として成長することができるような教科書を選んでください。未来を担う横浜の中学生に自由社の歴史教科書を使わせないで下さい。

これに対する考え方でございます。教科書採択においては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正な採択を行っております。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等はございますか。
ご質問等がなければ、受理番号 33・34 の要請書については所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
次に、受理番号 35 の要請書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事 受理番号 35 「教科書採択の採決および調査員名簿の公開に関する要望書」。要望者はかながわ市民オンブズマン代表幹事大川氏はじめ 5 名でございます。要望項目。教科書採択の審議・採決は公開とし、無記名投票など非公開部分のないようにすること。

これに対する考え方でございます。無記名投票による採決についてですが、横浜市教育委員会会議規則第 27 条に「採決の方法は、挙手、記名投票、無記名投票の 3 種とし、委員会において適宜これを採用する。」と定められており、これに基づき適正に実施したものです。なお、無記名投票は、採択事務の円滑な遂行を進める上で必要であると考えました。今後の採決の方法についても教育委員の合議により適切に取り扱ってまいります。

要望項目の 2 つ目でございます。教科書調査員名簿を開示し、閲覧可能な文書とすること。これに対する考え方でございます。教科書調査員の業務は、綿密な

調査研究に基づいて公正かつ適正な採択がなされるよう、静ひつな環境で行う必要があります。この静ひつな環境を確保し、公正・円滑な調査研究を行うために、教科書調査員名簿を非開示としました。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等がございますか。

野木委員 調査員名簿の公開のことですけれども、前回までは終わった後、公開していましたね。今回から公開しないということですが、前回、何かあったのか、ちょっといきさつをお話しただけだと思います。

齊藤指導主事
室長 今、ご指摘いただきましたように、昨年度までは採択終了後、調査員の名簿については公表しておりましたが、公開することにより、直接、教科書調査にかかわった委員の方々にいろいろな形での圧力といたしますか、そのようなことが生じております。そのような事実もございますので、先ほど申しましたように静ひつな環境で公正かつ適正に教科書調査をするという、この部分を守っていくためには、やはり非開示という方法が望ましいということで、今回このような形にさせていただきます。以上でございます。

今田委員長 それでは特にほかに質問がなければ、承認をしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。

次に、受理番号 36 の要望書について、所管課から説明をお願いします。

齊藤指導主事
室長 受理番号 36 番です。「教科書の採択についての要望書」。要望者は横浜教科書採択連絡会、高橋進様ほか 5,211 名です。要望項目 3 点ございますが、まず 1 点目と 3 点目を先に取り扱います。1. 教科書の採択に当たっては、教科書を使う学校・教職員の意見を十分に尊重すること。3. 歴史事実をゆがめ、侵略戦争を美化する自由社の歴史教科書の採択をやり直すこと。

これについての考え方でございます。平成 23 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 22 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

要望項目の 2 番でございます。教科書の採択地区は、学校単位の採択をめざしながら、法の趣旨に照らして、当面は区ごとの 18 採択地区に戻すこと。これについての考え方です。採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日開催の「横浜市教育委員会臨時会」で審議し承認され、神奈川県教育委員会に要望を提出し、平成 21 年 10 月 15 日開催の「神奈川県教育委員会定例会」にて、平成 22 年度から、横浜市教科書採択地区が 1 地区になることが決定されました。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。何かご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。では承認することよろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたくと思います。

次に、受理番号37の要望書について、所管課から説明をお願いします。

伊藤教職員人事部長 おはようございます。教職員人事部伊藤でございます。それでは受理番号37番の要望書について考え方をご説明させていただきたいと思っております。

重内教職員人事課長 おはようございます。教職員人事課長の重内でございます。よろしくお願いたします。受理番号37番、「教員採用候補者選考試験最終試験結果についての要望書～よこはま教師塾生の大量不合格に関して～」でございます。

ご要望の項目でございますが、1番、よこはま教師塾4期生を昨年までの合格状況と異なる大量不合格としたことの理由を説明すること。2番、不合格となったよこはま教師塾生に対する救済措置を直ちに行うことでございます。

考え方でございますが、1につきましては、よこはま教師塾生の選考の方法でございますが、よこはま教師塾での学習を考慮した内容となっております。1点目に一次試験は免除をする。2点目に、二次試験に関しまして、まずよこはま教師塾での学習状況を一つの要素としております。また、論文試験そして個人面接という3つの選考方法で他の区分とは違う形で行っております。

最終合格者数につきましては、選考区分ごとには設定しておらず、一般選考等、全部を含めた形で全体として必要な人数を最終合格者数としております。そのため、よこはま教師塾の塾生ということで選考試験に100%合格するというものではなく、また、そのような規定もございません。また、小学校全体の倍率が上昇し、合格者の水準が上がったことが大きな要因であると考えております。

なお、合格者数につきましては、過去3年間に比べ確かに減少はしておりますが、合格者全体に占める塾生の合格者の割合は9%～13%という範囲内で推移をしており、大幅な変動というものではないと考えております。また、最終倍率を見ましても、教師塾を除く一般選考受験者の倍率が3.9倍、合格者の率でいうと全体の受験者に対する合格者の割合は25.6%となりますが、教師塾のみでは倍率で2.1倍、合格者の割合ということになりますと46.6%ということになっており、教師塾の合格者の率がほかに比べて約倍ぐらいの数字になっております。

2点目、救済措置でございますが、今説明申し上げましたように、教員の採用候補者選考試験につきましては全体で公正・公平に実施をしておりますので、その結果、不合格となったということでございますので、救済措置というのは、制度上ございません。

また、不合格となった塾生につきましては、教師塾の担当者、これは指導主事あるいは事務職の係長によって面談を実施してございまして、今後の進路などについて可能な限りのケアを行ったところでございます。以上です。

今田委員長 教師塾の塾生だからこういうメリットが制度の中であったという、そのあたりのところを少し詳しく説明してください。

重内教職員人事課長 はい、まず一次試験は免除となっております。二次試験につきましては、選考区分によって異なりますが、教師塾で学んでいることを前提に個人面接、論文試験を行っております。そして教師塾における学習状況、これも一つの要素としております。その3点を二次試験の項目としております。そういうことで教師塾での学習が活かされるような内容としているということでございます。

| | |
|-----------|--|
| 今田委員長 | では所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらどうぞ。 |
| 奥山委員 | 不合格になった塾生については進路等について、またメンタル面も含めてケアをしましたと言われましたが、この試験の結果の内容については、具体的にお知らせするという場面はあったのでしょうか。 |
| 重内教職員人事課長 | 不合格者につきましては、試験の内容すべてについて採点し、評価について通知をしております。 |
| 野木委員 | この教師塾というのは、横浜市にとっては一種の投資ということになりますので、ある意味これぐらいの合格率では非常にもったいないなと思います。逆に今お話を聞きますと、一次試験は免除、日ごろの状況も全部加味した上での結果なので、私としては、変な結果ではなかったと思います。 結果としてこうなったということは、やはり1期生・2期生等に比べて塾生の質が一般的には下がっていく傾向があるように思いますが、その質についてはどうだったのでしょうか。 |
| 平本教職員育成課長 | 本年度の塾生は過去の塾生とどこが違っていたかということに関しましてお答えをさせていただきます。教職員育成課平本と申します。よろしくお願ひします。まず、よこはま教師塾での学習状況という話が先ほどございましたけれども、その評価の結果、教員としての適性に欠ける部分がある、これはD評価としておりますけれども、この塾生の割合が例年よりも増えておりました。 |
| 小濱委員 | 要望書の中に「他県の採用試験は受けないように言われた。受けた場合は退塾させると言われた」という記述がありますが、そのような事実はありますか。 |
| 平本教職員育成課長 | ご質問の中に「他県の採用試験は受けないように言われた。受けた場合は退塾させる」という話でございますけれども、ブログ等の内容にもこのような記述がございましたが、そのような規定はございません。また、担当者からも事実関係を確認させていただきましたが、そのような発言の事実もございませんでした。 |
| 中里委員 | 入塾するときに選抜がありますね。今年入塾した4期生の倍率はどうだったのでしょうか。 |
| 平本教職員育成課長 | 3倍強です。 |
| 中里委員 | ある程度の選抜により入塾してきたメンバー、そして将来、近々、教師になりたいという志を持った人たちの集まりで、結果的に日ごろの授業の評価としてD評価になってしまうというのは、なかなか厳しい現実だなと思いました。 今まで何度も不祥事案件を審議してきました。資質の高い人材確保というのは、特に切実な問題として強く思います。入り口の段階の資質の選択、教員になってからの人材育成、やはり両方とも非常に大事です。基本的には子供の教育はやり直しがききません。教師は長い時間で育てていくのかもしれない。ということは、やはり最初の段階でやはりいい資質の教師をきちんと一定の量を集めるということが非常に大事なことだと思います。 |

私は教師をずっとやってきましたから、人に対しては性善説です。いいところを見出して、いいところを育てていくという考えでずっと仕事をしてきましたが、残念ながら、実際に新採用の面接官を試してみまして、この人は教壇に立たせては絶対いけないというケースが複数ありました。

面接官は複数で採点をしていきますが、やはり私が思ったケースも同じ意見、要するにペアを組んだ人と同じ意見でした。入り口の資質の人材確保を、是非きちんとしていただければと思います。

山田教育長

もともと教師塾をつくったときは、特に小学校の倍率が非常に低くなってきたということがあり、また一方で、採用した教員は4月1日、新年度からすぐ教壇に立つわけです。したがって非常に人材が枯渇してきたときに即戦力として養成していかなければいけないということでこの教師塾をつくりました。

ただ、教員の採用試験というのは基本的には、法律にも書いてありますように公平、公正でなくてはいけないというのがまずありますから、そこも念頭に置きながら、この教師塾に入ったから採用を担保したわけでは決してなく、基本的には教師を目指す人を育てるという意味で塾をつくりました。

したがって、採用試験そのものは、ほかの一般に受ける方、いろいろな校種もありますし、いろいろな教科もありますけれども、一般の試験と同時にやります。ただ、教師塾に入った方は、基本的に一次試験を免除するとか、あるいは子供たちの教育現場でいろいろな体験をしてもらうという、要はアドバンテージを与えているわけです。

それをどう本人が受験の面接の場、あるいは実践の場で生かしていくかというのは本人にかかるわけでごさいます、我々としては、あくまでそういう機会を与えて、それで本人たちの資質の向上を図ってもらいたい、あるいはその人材の育成、教員の育成を図っていきたいということで始めた塾でごさいます。入塾したからといって、すぐに、採用するというのではない制度づけをしたものでごさいます。

中里委員

適切な例えではないかもしれませんが、早稲田大学の投手が3人もドラフト1位指名されました。同じポジションで3名が指名されたということは、恐らく相乗効果で競い合って、本当にお互いが高めあっていい結果になったのだらうと思います。グループというのは、そういうふうに働けば非常にいいのですが、私も学校現場で教員集団を育成していく中で、どんなにいろいろ計画的にやってもうまくいかないときがありました。例えばきれいな澄んだ水に一滴の墨液を垂らすとたちまち真っ黒になってしまうように、1人の役割というのはマイナスの影響力があることがあります。憶測ですが、集団・グループで学んでいるときにお互いがうまく育たなくて下がってしまう要因ももしかしたらあったのかと思います。

今後、教師塾をやっていく中で、お互いが競い合って、全員で合格していこうというような、そういう意気込みのある集団になってほしいなと思っています。これがうまく活かされるような形になってくれればとつくづく思っております。

小濱委員

先ほど出されたご質問と重なる部分がありますが、塾生は、要するに面接と論文と、それから塾での学習状況が判定の尺度になると考えてよろしいですね。そのうちで、塾での学習状況のD評価が多かったというご説明がありましたが、特にこれだけの不合格者を出すということに関して、ほかに面接で例えば顕著な、教師としてこれではまだやっていけないのではないかというような判定の印象と

いいですか、そういうようなものがあつたのでしょうか。例えば論文がまずかつたとかですね。例年に比べ今年の特徴はありますか。

伊藤教職員人事部長

面接は校長先生と事務局の職員がしましたが、その中でメモ的なものは残っておりますけれども、最終的にこういうところがまずいのでこういう評価をしたというものは残っておりません。その結果だけがあるということです。いろいろな備忘録的なものはありますけれども、その中で例えばAさんについては、こういうふうにしたというものでは把握しておりません。

小濱委員

特徴は浮かび上がっていないということなのですね。どの項目で特に不合格というか、点数が低くなったということは残っていないのですね。

今田委員長

今回の要望とは別に、今までの3期の塾生は総論的にいうと、学校現場、小学校現場での評価はどのような感じですか。

平本教職員育成課長

全体としては、卒塾生は学校現場で一生懸命取り組んでいるという評価をいただいております。

今田委員長

1年間に50回近い土曜日に来て、そこで勉強していく。今、国でも4年から6年という話が出たり、6年では長過ぎるから5年という話が出たりで、卒業してすぐに教壇に立つ難しさをやはり何とかして補っていくということで制度ができてきました。そういう意味で、3期生まではそれなりの評価があつたという話がありましたが、今回、4期生がかなり合格率が悪いということで、これは要望を出した方が言われるように、素朴に何でだろうと思う部分があります。そこをいろいろ聞くと、最初の時点で必ずしも十分ではなかったということがあります。しかし一方で、国の制度が極端に何か変わらない限り、やはり学校現場では優秀なしっかりした先生を求めているという意味でいくと、この教師塾のありようも今年反省に立つ必要があります。しかし役所の方は、何か言われるとすぐやめてしまうような感じになりますが、そこのところは何か新たな工夫を取り込んでいく必要があるのではないかと思います。

山田教育長

この塾を続けてから時間がたっていますので、いろいろな意味で幅広く見直しをかけています。これから先の、例えば35人学級とか30人学級ということも国のほうで打ち出されていますので、そこも踏まえながら、その需要も当然考えていかななくてはなりません。

さきほど言いましたように、即戦力として活躍できる、国は国として、その養成課程はいろいろ変更するのですが、横浜市は横浜市として、やはり即戦力を求めていきますから、それに向けての塾のありようを、例えば小学校だけでいいのか、中学校まで広げるのか、あるいは高校はどうするのかなど、広く今、検討している最中でございます。

今田委員長

ぜひこれを機に、もう一度、4年たつわけですから少しいい意味で前向きに見直して検討していただきたいと思っています。

中里委員

鶴見区の小学校のことですけれども、教育ボランティアで学校に来ていて、教育実習を受けて臨任として働き、その中で教師塾に入りながら受かった若い教師についてとてもいい評判を聞きました。本当に活躍して頑張っている大勢の卒塾

上田学校計画
課長

学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それではお手元の資料の7ページをご覧ください。地図が載っておりますが、新設校設置に伴う小学校の学区の変更の内容になります。

左側の図面ですけれども、新設校の設置までの元石川小学校の学区になります。赤い線で囲った部分が元石川小学校の学区になります。右側の図面につきましては、新設校設置後の新設校の学区になります。ちょうど元石川小学校の学区の左側半分が新設校の学区になります。

また、参考までに①、②と書かせていただいた緑色の斜線の部分ですけれども、この斜線の部分につきましては新設校もしくは元石川小学校を選べる特別調整通学区域として設定を考えております。

それでは恐れ入りますが、資料の8ページをご覧ください。こちらは、新設校の設置に伴いまして、中学校の学区の変更の内容になります。左側が新設校設置前の山内中学校の学区になります。ちょうど青色の線で囲った部分が山内中学校の学区になります。右側が新設校設置後の山内中学校の学区になります。

右側の図の山内中学校の学区の左下に点線で丸が3か所書いてあります。この部分が今回、学区の変更になる部分です。今回、新設校を設置するに当たって学区を見直した結果、小学校の学区線と中学校の学区線が一部、不一致の部分がありましたので、今回、新設校の設置に伴ってこの部分を見なおしたものです。実際にはあまり児童・生徒が住んでおりませんので大きな影響はありませんが、中学校の学区を見直したいと思ひます。

また、参考までに、新設校の学区のところマルA、マルB、マルCと書いてありますけれども、マルAにつきましては、これは指定校である山内中学校と美しが丘中学校のどちらかを選べる特別調整通学区域の設定を考えています。同様にマルBにつきましても、指定校である山内中学校と美しが丘中学校、そしてすすき野中学校のどれかを選べる特別調整通学区域の設定を考えています。また、マルCにつきましては、指定校である山内中学校とすすき野中学校のどちらかを選べる特別調整通学区域の設定を考えています。

学区の説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひします。

小野施設部長

続きまして教育委員会第38号議案でございます。横浜市立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定でございます。1枚おめぐりください。提案理由でございますが、横浜市立美しが丘西小学校の設置期日を定めるため、標記の規則を制定したいので提案するものでございます。

詳細については上田からご説明申し上げます。

上田学校計画
課長

新設校の設置基準につきましては、開校予定日である平成25年4月1日ということで規則を制定させていただければと思ひます。以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、それではまず教育委員会第37号議案について、ご質問ございましたらどうぞ。

小濱委員

先ほどご説明いただきました教育委員会第37号議案の8ページの図についてですが、中学校の学区が、すすき野中と美しが丘中はこれまでに比べて広がることになりますね。つまりマルBはすすき野中と美しが丘中、それからCとAとが、それぞれ、すすき野中と美しが丘中に通学することもできるようになるとい

うことですね。

上田学校計画
課長

学区そのものは変わりませんが、選べる学校が増えるということです。

小濱委員

増えるということですね。そういう場合の対応・対策といえますか、受け入れ体制も同時に考えていかなければいけないと思いますが、それはこれからということですか。

上田学校計画
課長

ある程度想定で、例えばマルBにつきましては、3分の1ずつ美しが丘中やすすき野中に、特別調整通学区域ということで選んだとしても、施設面では問題ありません。

中里委員

「私が山内中の校長だったら」と今考えていましたが、校内人事の計画は、10月・11月ぐらいに立て始めますが、結果的に入学者が減ってしまうと、急きょ教師に異動してもらうなど難しい場面が生じます。相当な努力をして生徒数を確保しないと難しいなと感じます。美しが丘中とすすき野中の空き教室の状況は大丈夫なのですね。

上田学校計画
課長

美しが丘中でいいますと、今現在では空き教室、余裕教室は4教室ございますので、仮に特別調整通学区域から子どもが多く来たとしても問題はございません。

あと、すすき野中学校ですけれども、すすき野中学校につきましても現時点では4教室余裕がございますので、こちらのほうについても問題はないと考えております。

今田委員長

これでいくとこの中で美しが丘中学校やすすき野中学校と山内中学校の中で、ある種の切磋琢磨が出てくるということですか。

小野施設部長

特別調整通学区域で3つの学校を選択するということは今まで余り例がございませんので、特に山内中では学区が広いということから地元の要望を踏まえまして、このような形で設定を検討したわけですが、具体的にどういう形で選択をされるかということにつきましては十分注視しながら見ていくとして、今後のいろいろな他の区域との参考にしていく必要があるのではないかなという感じがします。

今田委員長

学校施設の状況は、それほど格差はないのですか。

小野施設部長

それほど格差はないと考えていますが、学校運営の方式等で、どこの学校を希望する人が多いというようなことはあるように聞いています。

今田委員長

よろしいですか。それでは本件については、ご質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。

次に教育委員会第 38 号議案について何かご質問がございますか。
よろしいですか。それではご質問等がなければ原案のとおり承認してよろしい
でしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。

次に教育委員会第 39 号議案「横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関する
意見の申出」について、説明をお願いします。

漆間指導部長

指導部長の漆間でございます。「横浜市少年自然の家の指定管理者の指定に関
する意見の申出について」でございます。1 枚おめくりください。

提案理由でございます。横浜市少年自然の家、指定管理者の指定につきまして、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定による市長からの意
見聴取の依頼を受けて意見を申し出るため提案するものでございます。

詳細につきましては、指導企画課長より説明申し上げます。

今辻指導企画
課長

よろしく願い申し上げます。指導企画課長の今辻と申します。3 ページをご
覧ください。3 ページには意見の案を記載しております。「横浜市少年自然の家
の指定管理者の指定に関する意見の申出について」でございます。案として次のよ
うに、横浜市少年自然の家の指定管理者を指定したいと考えております。

管理者につきましては、選定委員会の審査にて候補者として選定されたもので
ございます。まず赤城林間学園についてでございます。指定管理者はご覧のと
おり横浜市体育協会、そして指定の期間は 23 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日の 3 年
間とさせていただきたいと思っております。続きまして南伊豆臨海学園でございます。
少年自然の家赤城林間学年と同様に、横浜市体育協会、指定期間も同じとさせて
いただきたいと思います。以上でございます。ご審議お願い申し上げます。

今田委員長

主管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

野木委員

競合するところはなかったのですか。

今辻指導企画
課長

赤城につきましては 3 者、それから南伊豆につきましては 2 者応募がございま
した。

野木委員

ちなみに 1 年間、幾らで管理されているのですか。

今辻指導企画
課長

赤城については 7800 万円、そして南伊豆につきましては 5400 万円となってお
ります。

今田委員長

赤城は昭和 54 年に建設されています。この間のその維持補修というか、施設も
年数がたって、必要な修繕もいろいろしているのでしょうか、利用するの
にもう少しメンテナンスが十分あったほうが良いと思っております。ですから 100 円ぐ
らいの利用料を取ってもいいと思っております。そういうことは、指定管理者が考える
ことになるのでしょうか、教育委員会のほうで考えることなのですか。

漆間指導部長

これはやはり教育委員会が基本的には考えてという形が本来の考え方というこ

とです。

山田教育長　　こういう施設ですから料金を取れないというわけではなくて、それは決めの問題です。やはり赤城についても南伊豆についても青少年の育成ということで大半が利用されていますし、そういう目的でつくったところでもありますので、なかなか今の経済情勢等々を踏まえれば若干難しいかなと思います。一般の利用が一部ありますので、その部分については検討の余地があるかなとは考えております。

今田委員長　　例えば利用する生徒から、仮に1回100円とすると、それによってきれいにメンテナンスして、施設の維持ができて快適に利用できると思います。行く人と行かない人と同じというのではなく、予算がたくさんあればオフィシャルにできると思います。これは個人的な見解の域を出ませんが。

山田教育長　　条例の施設でございますので、その使用料ということで料金を徴収することになると、またそれをやらなくてはいけないですけれども、例えばメンテナンスの協力金みたいな形は、条例上の問題がなければそれは可能かもしれません。この赤城についても、南伊豆についても、相当老朽化が進んでおりまして、大規模な修繕を一度どこかでやらないと、それだけでは済まないような状況に今至っているのが事実です。

漆間指導部長　　実は今回、指定管理をおよそ3年にしましたのは、実はそのやり方をどうしたらいいのか。施設の面も含めて、また利用の仕方、利用の対象者も含めて、この3年間で十分に検討して、よりよいやり方を考えていくという考え方でおります。

小濱委員　　両施設の年間の利用状況ですが、経年変化といいますか、増えているのか減っているのか、そのあたりはいかがでしょうか。大体、年間何万人でしょうか。

漆間指導部長　　大体、赤城が去年ですけれども約3万8000人、延べの人数ですけれども利用しております。それから南伊豆のほうは、約3万人です。
大体この数は、毎年同じくらいで、この3年間は特に変わっていません。

小濱委員　　では結構、利用されているという感じですね。

漆間指導部長　　利用の数はある程度平均して、微増という感じもいたします。
ただ、季節によって利用時期の集中度とか、この時期は少ないとか、例えば南伊豆臨海は海ですので、どちらかという冬は少ないです。季節の利用で少し差がございます。

小濱委員　　学校単位で行くのですか。それとも個人で利用していますか。

漆間指導部長　　学校単位と、青少年団体での申し込みのほか、一部、一般家庭の方がお使いいただいているという形になります。
ほとんど多くは学校団体でございます。

今田委員長　　ではよろしゅうございますか。それでは特にご質問がなければ原案のとおり承

認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。

次に教育委員会第40号議案「横浜市教育文化センターの指定管理者の指定に関する意見の申出」について、説明をお願いします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。それではこの教育委員会第40号議案でございます。横浜市教育文化センターの施設の一つであります、横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定に関する意見の申出についてご説明申し上げます。

中田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の中田と申します。よろしくお願いいたします。提案理由でございます。横浜市教育文化センター（横浜市社会教育コーナー）の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提案する。

内容でございます。横浜市教育文化センターの指定管理者の指定に関する意見の申出。横浜市教育文化センターの指定管理者の指定。指定管理者の指定が今回の申出になります。

横浜市教育文化センター条例第5条第4項に基づく横浜市社会教育コーナーの指定管理者を次のように指定する。指定管理者でございます。保土ヶ谷区峰岡町1丁目7番地の12、名称は特定非営利活動法人横浜市民アクト、理事長・福島伸枝でございます。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。

提案理由。横浜市社会教育コーナーの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたします。以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

奥山委員

こちらは何者か応募があったのでしょうか。あと、稼働率等についてお知らせいただければと思います。

中田生涯学習
文化財課長

今回は公募という形で行いましたが、結果的に応募いたしましたのは、今回、指定管理者の候補になっております横浜市民アクトだけでございました。

今田委員長

社会教育コーナー、ここは具体的にどういうことで利用されているのか、少しなじみがない人もいると思いますから、簡単に説明してもらったほうがいいですね。

中田生涯学習
文化財課長

はじめに稼働率ですが、平均いたしますと54%ぐらいです。

社会教育コーナーでございますけれども、磯子でございます。ここは、一つは市民の方のいわゆる生涯学習の場として施設をお貸しするということがございます。それだけではございませんで、社会教育コーナーという形をつけておりますように、社会教育にかかわります、例えば研修、人材育成とか、あるいは社会的課題に関する講座の実施とか、そういったこともあわせてやっております。その辺が地区センターなどとは少し違う施設かなというふうに思っております。

| | |
|-------------|---|
| 今田委員長 | 施設の場所とか、規模とかはどうですか。 |
| 中田生涯学習文化財課長 | <p>施設自体は磯子区磯子ということで、磯子駅から大体5分程度の非常に交通便利な場所でございます。区役所のすぐ近くでございます。</p> <p>規模といたしましては、面積が大体780平米ということで、ワンフロアに施設が全部おさまっております。主な施設といたしましては、研修室、それからトレーニングルームということで、体操とか卓球とか、屋内で活動できる施設がございます。</p> <p>そのほか特徴的な施設といたしまして、アートルームということで絵画などができるような施設もがございます。それから屋外施設としてスポーツ広場というものがございまして、テニスコートとして利用されております。かなりいろいろな施設を有する建物でございます。</p> |
| 野木委員 | 委託費はお幾らですか。 |
| 中田生涯学習文化財課長 | 指定管理料といたしましては、22年度で1053万5000円という形でお願いしております。 |
| 中里委員 | <p>稼働率が54%ですね。この場所は知っていてよく通るのですが、正直なところ賑わっているような雰囲気が漂ってこないというのが実感です。</p> <p>しっかりした建物、ビルの1階、場所としては一等地で非常に交通の便がいいのですけれども、何かもっと本当はうまく活用ができたらと思います。もったいないなという感じがします。感想です。</p> |
| 中田生涯学習文化財課長 | <p>できるだけ利用率を高めるように指定管理者とも工夫しております。あと、近くに地区センターなども整備されておまして、そういうところと競合というところもございしますが、やはり横浜でただ1館の社会教育コーナーという形になっておりますので、できるだけ利用率を高めるようにいろんな工夫を指定管理者ともども考えていければと思います。</p> |
| 奥山委員 | <p>そうですね。社会教育ということで今もお話しがありましたように、やはり横浜市で1館ということであるとしたら、磯子の皆様ということもあるでしょうけれども、全市的に少し地区センターやいろいろなところに啓発していくような、社会教育に携わる人たちの人材育成も含めてやっていただけたらいいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> |
| 今田委員長 | ではこれについてご質問がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | <p>それでは原案のとおり承認します。</p> <p>ちょっとこれは意見ですけれども、この施設の指定管理を審議するのに施設の概要がありませんね。資料をつけてもらったほうが良く分かります。</p> <p>それでは次に、教育委員会第41号・42号・43号・44号・45号議案、41号議案から45号議案までは、生涯学習文化財課の所管する文化財関連施設の指定管理に</p> |

ついてですので、まとめて説明をお願いします。

鈴木生涯学習
担当部長

それでは教育委員会第 41 号議案から第 45 号議案まで、それぞれ横浜歴史博物館、開港資料館、都市発展記念館、それからユーラシア文化館、それで三殿台考古館、この 5 館につきましては一括でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

各館それぞれの説明は後ほどさせていただくということで、現在すべて同じところが指定管理ということで今回、ご提案させていただきますので、そのことを先にお話しさせていただきます。

今田委員長

はい、お願いします。

中田生涯学習
文化財課長

今回、5 施設すべて横浜市ふるさと歴史財団が指定管理候補ということになっております。この指定管理者の選定につきましては、今回、公募という形をとっていませんでした。非公募、単独指定という形で指定管理者を選定しております。

その理由でございますけれども、いずれの施設も歴史・文化など非常に高度な専門性を要求される施設であるということ。それからいろいろな史料を寄贈・寄託されていると、将来にわたり担い手が存在しないことが見込まれるということで、引き続き現在の指定管理者である横浜市ふるさと歴史財団を指定候補ということで単独指定したという経緯がございます。

今田委員長

では資料が来ましたので、まず、総括的にこの 5 つの施設についてイメージをした上で、この施設概要そのものについて、ちょっと簡単に説明お願いできますか。

鈴木生涯学習
担当部長

パンフレットをお開きいただきますと、このブルーのところへ書いてあるのが今回の指定管理 5 館でございます。まず最初に横浜市の歴史博物館。これは、センター北駅でございます。原始から開港期まで 2 万年と書いてありますけど、最近の調査で 3 万年に広がりまして、その 3 万年間の市域の歴史を扱う博物館といたしまして、平成 7 年に開館しております。

その下が開港資料館でございます。これはご存じのとおり、横浜開港期を中心に展示してある館でございます。旧イギリス領事官の跡地につくられている資料館でございます。

それから右上のほうでございます。都市発展記念館というのがございまして、これは横浜市の骨格が形成された、主に昭和の戦前期を中心に横浜の形成そういうものを展示してある施設でございます。場所は日本大通りの駅を上がっていった上のところでございます。旧横浜市外電話局を歴史的建造物ではございませんけれども、その中に記念館を設置してございます。

それから横浜ユーラシア文化館でございますけれども、その建物の中の 1 階から 4 階までがこの博物館の建物でございます。都市発展記念館が一番上の 4 階にございます。それからその 2 階部分に横浜ユーラシア文化館というのがございまして、そのちょうど真ん中の 3 階が企画展示ということで、それぞれお互いに使うということになっております。横浜ユーラシア文化館といいますのは、東洋学者の江上波夫さんからいただいた、さまざまな資料を主に展示してある、そういう館でございます。

それから三殿台考古館、これは磯子の岡村の方でございます。縄文・弥生・古墳の 3 時代にわたる、その貴重な集落として国の史跡に指定されている、そう

いうところでございます。

以上がこの5つの施設のざっとした説明でございます。

今田委員長

では施設の概略をご理解いただいたと思います。

では教育委員会第41号議案について、何か質問がございましたらどうぞ。

野木委員

また同じ質問で申しわけないのですが、運営費をお願いします。

鈴木生涯学習
担当部長

運営費というか指定管理料でよろしいですか。横浜歴史博物館が約4億円です。開港資料館が1億8500万円、都市発展記念館が8100万円、それからユーラシア文化館8600万円。それから三殿台考古館が1000万円です。

野木委員

それは21年度の予算ですか。22年度の予算ですか。

鈴木生涯学習
担当部長

22年度予算で、そのまま基本的には移行します。

野木委員

今までと比べますと非常に高いような気がします。

鈴木生涯学習
担当部長

施設がそれだけ大きいですし、それだけの内容も備えております。

野木委員

このデフレの時代なので少しずつ減らしてもらおうとか、そういうご苦労はされていないみたいですね。

鈴木生涯学習
担当部長

市との協約団体になっていきますので、その協約を5年間結んだ中で、何年間結んで10%下げるといふような協約がございまして、それに従っておりますので、指定管理料に関しても徐々に下がっています。

野木委員

この理事長さんという方はどういうご経歴の方ですか。

鈴木生涯学習
担当部長

近現代・近代の専門家でございます。東京大学の名誉教授でいらっしゃいます。

奥山委員

専門性が高いというところでの非公募・単独指定ということだと思いますが、これはほかの事業にもそういう例があるのでしょうか。

鈴木生涯学習
担当部長

例えばほかのところでも非公募のところがあるのかというお尋ねでしたら、例えば能楽堂とか、みなとみらいホールとか、そういう専門性の高いところに関しては同じように非公募やっています。

今田委員長

ほかになれば教育委員会第41号議案、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

このパンフレットを拝見しますと、ほかにもたくさん施設が載っていますが、今後、ほかの施設もだんだん指定管理者制度に移行していくのですか。それとも、もう既になっているのですか。

| | |
|----------------|---|
| 鈴木生涯学習 担当部長 | 指定管理をするためには、条例に設置された公の施設が対象となります。これらの施設に関しましては、財団のほうで管理・運営を受託しているということで、指定管理の対象にはならない施設でございます。 |
| 今田委員長 | わかりました。 |
| 中里委員 | 専門性が高いので、ほかの業界から入れないというのはわかりますが、陥りがちなのはマンネリ化です。競争すると、工夫がありマンネリ化しないようないろいろな取り組みがありますが、そのこのところは教育委員会として働きかけをできるのですか。その専門性を尊重するがゆえに悪い面が出てきては困ると思うので、よろしく願いいたします。 |
| 今田委員長 | それでは教育委員会第 41 号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | では原案のとおり承認いたします。 教育委員会第 42 号議案、ご質問ございますか。 よろしゅうございますか。では次に、それでは第 42 号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | では原案のとおり承認いたします。それでは次に教育委員会第 43 号議案についていかがでしょうか。ご質問はございますか。ご質問がなければ教育委員会第 43 号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | では原案のとおり承認いたします。次に教育委員会第 44 号議案についてご質問ございますか。特にご質問がなければ教育委員会第 44 号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | では原案のとおり承認いたします。次に教育委員会第 45 号議案についてご質問はございますか。ご質問がなければ教育委員会第 45 号議案、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | <了 承> |
| 今田委員長 | それでは原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。 次に教育委員会第 46 号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」について、説明をお願いします。 |
| 漆間指導部長 | 「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」でございます。1 枚おめ |

くりください。提案理由でございます。鶴見工業高等学校を廃止するため、横浜市立学校条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提案をいたします。詳細につきましては高校教育課長よりご説明申し上げます。

木田高校教育課長

高校教育課長の木田と申します。よろしく申し上げます。2ページをご覧ください。ただいま指導部長が説明したような提案理由でございます。教育委員会第46号議案、横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出についてご説明します。

鶴見工業高校を廃止するため、横浜市立学校の条例改正について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので提案するものでございます。鶴見工業高校では現在3年生だけが在籍しており、この3年生が平成23年3月に卒業するため廃止するものです。

3ページをご覧ください。改正案ですが、条例別表の3の表中から鶴見工業高校を削るよう改めるものです。施行は教育委員会規則で定める日としたいと考えております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、何かご質問がございましたらどうぞ。

長い歴史を持った伝統のある学校が来年の3月に廃校ということですが、サイエンスフロンティア高校に記念のモニュメントか何か、この廃校に伴ってそういう記念のものがあるのですか。

内田担当理事

総務部長の内田です。ちょっと前かかわっていましたのでお答えいたします。サイエンスフロンティア高校のあった場所は、もともと月島機械という企業があったところですので、そのモニュメントは既にご覧いただけます。

鶴見工業については、同窓会の関係者の方がそのようなものを今ある場所等に残せないかということで今検討しているところでございますが、まだ確定はしてございません。

なお、閉校に当たっては、同窓会や保護者の方等において閉校を記念する行事「愛校式」というのだそうですが現在計画をしております。それを3月に、来年実施をするということになります。以上です。

今田委員長

はい、わかりました。それでは本件については原案のとおり承認ということでよろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では原案のとおり承認いたします。

以上で公開案件の審議が終了しましたので、その他の委員の皆さんから何かございますか。

中里委員

前回もお願いしたのですがけれども、南高校の中高一貫の今の進捗状況、報告できる範囲でいいので、11月か12月中に一旦報告していただければと思います。よろしくお願いたします。

今田委員長

それでは特にご発言がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

それでは本日の教育委員会定例会は閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午後 2 時 35 分]